第4章 子供・若者の成長のための社会環境の整備

第1節 家庭，学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への積極的な支援

(1) 家庭教育支援（文部科学省）

家庭は，子供の健やかな育ちの基盤である。一方，地域とのつながりの希薄化や，親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など，子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため，社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

文部科学省は，「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により，身近な地域において親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう，家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や，保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している（平成27（2015）年度は425市町村の3,323か所で実施）（第4-1図）。また，平成26（2014）年度から継続して訪問型家庭教育支援手法の実証研究を行い，問題を抱え，孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った（27年度：5か所）。併せて，地方公共団体が訪問型家庭教育支援を実施する際に，役立つと思われる情報や知見，ノウハウを取りまとめた「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」を作成した。そのほか，家庭教育支援チームの更なる普及を図るため，リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」を作成した。平成28（2016）年度も引き続き，子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進，訪問型家庭教育支援の推進，研究協議の開催，企業との連携などにより，多様な主体の参画による家庭教育の充実を図る。

第4-1図 家庭教育支援チーム

(1) 保護者会での学習講座の様子

(2) 子育てサロンの様子

（出典）文部科学省資料

(2) 養育の多様化への支援（厚生労働省）

社会の変化に伴い，子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化しているが，全ての子供は，適切な養育を受け，健やかな成長・発達や自立等が保障されるべきである。

厚生労働省では，養子縁組を前提として，保護者のいない児童や虐待を受けた児童など，社会的養護が必要な児童について児童相談所から委託を受けて養育を行う養子縁組里親を含む里親制度など，家庭

養護を推進している。

平成27（2015）年12月に子どもの貧困対策会議において決定した「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」においては，①特別養子縁組を含めた養子縁組の相談・支援を児童相談所の業務に位置付けること，②養子縁組里親の法定化などを盛り込んでおり，これらを踏まえ，今後も特別養子縁組や里親委託など家庭養護を推進していく（家庭的養護については第１章第３節２ウ「社会的養護の現状と課題」参照）。

2 「チームとしての学校」と地域との連携・協働（文部科学省）

⑴ 学校と地域が連携・協働する体制の構築

文部科学省は，地域住民がボランティアとして学校をサポートする「学校支援地域本部」等の取組を実施している。（平成27年度実施箇所数：4,146本部）

また，平成27（2015）年12月の中央教育審議会において，「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」の答申が取りまとめられ，地域と学校が連携・協働して，地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え，地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進していくこと，そのため，従来取り組んでいた学校支援活動や放課後子供教室等の活動を基盤に，「支援」から「連携・協働」へ，「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備すること等が提言された。

今後は，本答申を踏まえ，平成28（2016）年１月に策定された「次世代の学校・地域」創生プランに基づき，制度面の整備や財政支援を行うなど，地域学校協働活動を全国的に推進していく。

⑵ 保護者や地域住民の学校運営への参加

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（第4-2図）は，保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みであり，保護者や地域住民から構成される学校運営協議会において，学校運営の基本方針を承認したり，教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われている[1]。平成26（2014）年４月１日現在，コミュニティ・スクールに指定されている学校は，前年度から349校増えて，1,919校となり，着実にその導入が進んできている。

文部科学省は，コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため，調査研究事業や推進協議会，コミュニティ・スクール推進員の派遣といった施策を進めている。平成27（2015）年度には，コミュニティ・スクールと学校支援地域本部などとの一体的推進を目指し，「学校を核とした地域力強化プラン」の１事業として，コミュニティ・スクールの導入促進，取組充実などに係る補助事業を行った。

⑶ 学校評価と情報提供の推進

教育活動を始めとする学校運営の状況について評価[2]を行い，その結果に基づき学校や設置者が学校運営の改善を図ることや評価結果を広く保護者や地域住民に公表していくことが求められている。とりわけ，学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互に連携・協力し，学校運営の改善に当たるためには，保護者や地域住民が行う学校関係者評価[3]が各学校で実施されることが期待される。

文部科学省は，各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより，地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している[4]。

1　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm
2　学校評価には，①法令上の実施義務が課されている自己評価（各学校の教職員が自ら行う評価），②実施が努力義務となっている学校関係者評価（保護者や地域住民が自己評価結果を踏まえて行う評価），③任意に実施する第三者評価（学校運営に関する外部の専門家により専門的視点で行う評価）がある。
3　平成23（2011）年度は93.7%の公立学校で実施されている。
4　http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

第4-2図　コミュニティ・スクール

（出典）文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm）

3 地域全体で子供を育む環境づくり

(1) 放課後子ども総合プランの推進（文部科学省，厚生労働省）

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに，次代を担う人材を育成するため，全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，平成26（2014）年7月に文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し，学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して，放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進している。同プランでは，平成31（2019）年度末までに，放課後児童クラブについて，約30万人分を新たに整備すること，全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し，うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。全ての子供を対象に，地域の方々の参画を得て，学習やスポーツ・文化芸術活動，地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は，平成27（2015）年8月現在，1,077の市町村で14,392教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に，授業の終了後などにおいて，学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」[5]は，平成27年5月現在，1,693市町村で22,608か所実施され，1,024,635人の児童が登録されている（第4-3図）。「放課後児童クラブ」については，平成27（2015）年4月から，対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに，職員の資格，員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）や「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月）を策定し，児童の生活の場としての質の向上を図っている。

5　http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/houkago-jidou.html

第4-3図 「放課後子どもプラン」の実施状況

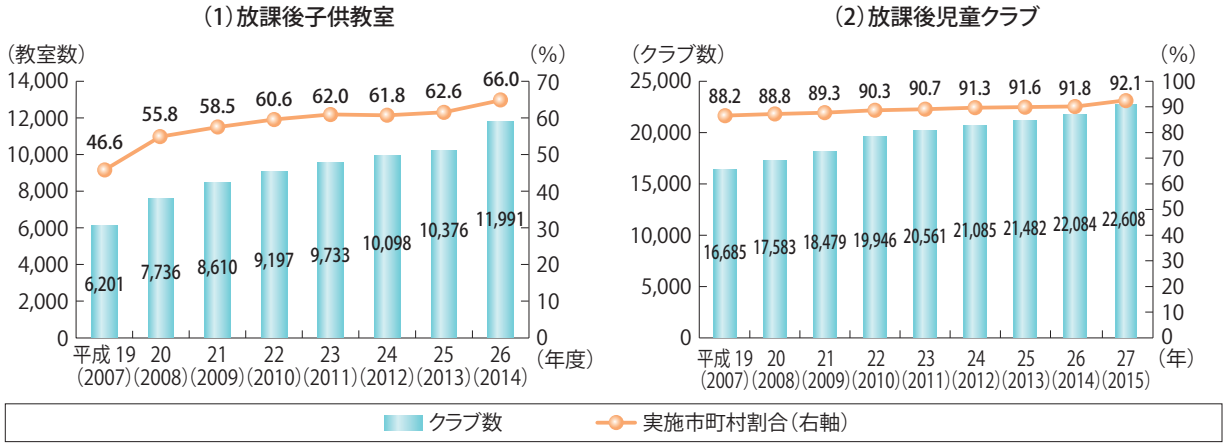

(出典) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(http://manabi-mirai.mext.go.jp/)，厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

(2) 中高生の放課後等の活動の支援（文部科学省，厚生労働省）

子供のいる場所がどこで，何をしているのかなど，地域の子供の実情について，各地の子供に関係する団体や行政機関が把握した情報の共有を進め，それぞれの立場を超え，協力していくことが必要である。

文部科学省では，地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により，土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し，地域と学校が連携・協働した取組を支援している。平成27（2015）年度は公立小・中・高等学校のうち約10,000校で実施した。平成27年度から，新たに，経済的な理由や家庭の事情により，家庭での学習が困難であったり，学習習慣が十分に身についていない中学生等に対して，地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を推進している。平成27（2015）年度は全国約2,000中学校区で実施した。

厚生労働省は，地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の整備を推進している。

COLUMN NO.11 もうひとつの放課後探しプロジェクト ～YEC（若者エンパワメント委員会）の取組～

YECは，「すべての若者が思いを形にすることを通じて，社会のつくり手となるために」という理念のもと，すべての若者が「この社会を良くしていけるんだ」という自信を持っている状態，そしてそれを通じて，若者が社会のチカラになっている状態を実現することを目指している静岡県の学生団体である。県内の大学生を中心に組織されており，北欧で盛んに行われているユースワーク（子供から大人への移行期支援）を研究・視察しながら，実際に中高生世代を中心とする若者の社会参画を対象者である若者自身が行う活動に取り組んでいる。

同団体は，若者に直接働きかける活動と，若者を取り巻く社会へ働きかける活動を展開しており，若者へのアプローチとしては，若者の自信や自己肯定感を高めるため，中高生世代の若者のやりたいことを大学生と一緒に実現を目指す「もうひとつの放課後探しプロジェクト」を実施し，「自分の力で社会を良くしていくことができる」という感覚の涵養を目指している。本プロジェクトは，独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」の支援を受けている。

社会へのアプローチとしては，子供・若者育成支援に関わる関係者を対象とした各種講演会や研修会等を企画立案運営している。学生以外に，教員，行政職員の研修の場にもなっており，研修を機に参加者同士のネットワークができるなど，他地域，他分野への普及が期待される。また，スウェーデンの社会科の教科書を参考に同団体が作成した教科書「虹」を用いて，同団体の学生が学校や地域に出向き，身近な社会の仕組みについての授業を実施している。

同団体の学生たちの真摯な取組や「すべての若者が社会のつくり手となれるような社会をつくる」という活動の様子は，多くの場で注目を浴びている。今後も，中高生世代の若者の持つ本来の力を引き出し，エンパワメントする若者目線の活動が期待される。

(3) 地域で展開される多様な活動の推進（警察庁，文部科学省，農林水産省，環境省）

ア 環境学習（文部科学省，環境省，農林水産省）

子供を含めた一人一人が環境問題に関心を持ち，自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは，豊かな自然を守り，未来へと引き継いでいくためにも必要である。

環境省を始めとする関係府省は，「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平15法130）と「環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月閣議決定）に基づき，家庭，学校，職場，地域その他あらゆる場における，生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している[6]。

環境省は，「持続可能な開発のための教育」（ESD：Education for Sustainable Development）[7]の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて，持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。

文部科学省は，子供がその発達段階に応じて，環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう，学校教育や社会教育において環境教育を推進している。小学校，中学校及び高等学校の学習指導要領において，社会や理科，技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図るとともに，太陽光発電設備などを環境教育に活用するエコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備や，青少年教育施設における豊かな自然環境を活用した体験型の環境学習の機会の提供を行っている。

農林水産省，文部科学省，環境省は，関係団体と連携して，次代を担う高校生と森や海・川の名人との交流を通して，その技や人となりを聞き書きし，成果を発信することにより，青少年の健全育成

6 https://edu.env.go.jp/files/basic-policy_20120626.pdf
7 ESDとは，環境や防災，国際理解等の様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え，身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより，それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し，持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことである。

等を図るための「聞き書き甲子園」を行っている。

イ　自然体験（文部科学省，農林水産省，環境省）

文部科学省は，広く体験活動に対する理解を求めるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。平成26（2014）年度から新たに，地域において家庭，学校，青少年関係団体，NPOなどをネットワーク化し，相互の情報交換や情報共有，事業の共同実施などを円滑化するためのプラットフォームの形成を支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は，国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている（国立青少年教育施設の取組については，第４章第１節３（4）ア「青少年教育施設」を参照）。

林野庁は，森林内での様々な体験活動を通じて，森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を推進しており，地域住民やNPOが協力して里山林等で実施する森林環境教育の活動に対し支援を行っているほか，関係団体と連携し，学校における身近な森林を活用した環境教育の活動を広げるための情報交換等を行う「学校の森・子どもサミット」を行っている。また，国有林野事業では，学校などと森林管理署長などが協定を結び，自然体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定を進めている[8]（第4-4図）。「遊々の森」は，総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場としても利用されている。平成26（2014）年度末現在，168か所，7,073ヘクタールの国有林について学校などと協定を締結している。このほか，緑と親しみ，緑を愛し，緑を守り育てる活動を目的とした緑の少年団が日頃の活動状況を発表し，相互の研鑽を図る全国緑の少年団活動発表大会に対する支援を行っている。

第4-4図　「遊々の森」の活用事例

秘密基地づくり

木登り遊び

巣箱掛け

林業体験

森林教室

（出典）林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html）

環境省は，国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより，子供達に自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供するとともに，インターネット等を通じ様々な自然とのふれあいの場やイベントなどに関する情報を発信している。

8　http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html#yu-yu